

介護保険料の納入(決定) 通知書を7月中旬に発送



平成22年度介護保険料の納入(決定)通知書を7月中旬に、65歳以上の第1号被保険者の人に発送します。

普通徴収の人は、年間保険料額と各納期限までに納入する介護保険料の額を、特別徴収の人は、年間保険料額と各年金支給月に天引きされる介護保険料の額を、通知書で確認してください。

介護保険料の額は、平成21年中の本人の所得状況や世帯の住民税課税状況に応じて、実質10段階に分かれています。保険料の判定基準や計算方法など、納入(決定)通知書に記載していますので確認してください。

介護保険料の額は、平成21年中の本人の所得状況や世帯の住民税課税状況に応じて、実質10段階に分かれています。保険料の判定基準や計算方法など、納入(決定)通知書に記載していますので確認してください。

問い合わせ先 介護保険課介護保険係 ☎(36) 4877

●通知書の送付方法が異なります。通知書は、今年度から圧着式のハガキで送付します。確認時は注意してください。

普通徴収の人は、年間保険料額と各納期限までに納入する介護保険料の額を、特別徴収の人は、年間保険料額と各年金支給月に天引きされる介護保険料の額を、通知書で確認してください。

【特別徴収(年金天引きの人)の場合】
●納入方法
年金の定期支払時に保険料が差し引かれ、年金保険者から納入されます。

●10月から年金天引きが開始になる人もいます
●仮徴収・本徴収
4、6、8月に天引きされる介護保険料額は、平成22年2月に天引きされた保険料額と同額となります。これを仮徴収といえます。

●10月以降は、確定した年間保険料額から仮徴収分を除いた額が天引きされます。これを本徴収といえます。

●1年間の保険料を7月から翌年3月までの9回の納期に分けて納入します。最寄りの金融機関や郵便局で納めてください。口座振替も可能です。

●納付時の注意点
平成22年度の介護保険料の納付書は、平成23年度以降に実施予定の「コ

参照。

【表】〔例〕介護保険料第4段階(年額46,920円)の人の場合

年度	平成22年度						平成23年度		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月
特別徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月
介護保険料	7,300円	7,300円	7,300円	8,420円	8,300円	8,300円	8,300円	8,300円	8,300円
徴収区分	仮徴収			本徴収			仮徴収		
説明	平成22年2月に天引きされた保険料額と同額を各月に納める			平成22年度の年間保険料額から仮徴収分を除いた額を3回に分けて納める。100円未満の端数は10月にまとめて納める			平成23年2月に天引きされた保険料額と同額を各月に納める		

年間保険料 46,920円

国民年金からののお知らせ

問い合わせ先

- ▽市民課国民年金係
- ▽大島行政センター
- ▽東福岡年金事務所国民年金課

☎(36) 1128
☎(72) 2211
☎092(651) 7129



①保険料納付案内書

平成21年度に「免除(全額、4分の3、半額、4分の1)」や「若年者納付猶予」を承認された人は、日本年金機構(東福岡年金事務所)から平成22年度の「国民年金保険料納付案内書」が7月上旬に発送されます。

※ただし、継続審査の対象になっている人は、発送されません

※7月から就職して厚生年金や共済組合に加入した場合は破棄してください

②免除申請(一般)

国民年金保険料の納付が困難な人(20歳以上の学生を除く)で、本人と配偶者、世帯主のそれぞれの所得が一定以下の場合、申請して承認されれば、月々の保険料納付が免除される「免除制

③若年者納付猶予申請

現在、保険料の納付が困難な人を対象とした「免除」「若年者納付猶予」「学生納付特例制度」があります。

平成21年度に申請して納付猶予が承認されているのは、平成22年6月分までの保険料です。7月以降の保険料も納付が困難な場合は、平成23年7月29日(金)までに申請してください(継続申請が承認された人は除く)。

④学生納付特例申請

20歳以上の学生で国民年金保険料の納付が困難な人は、学生納付特例制度がありますので申請してください。

平成22年4月6月までに申請をして、承認された人は、承認期間が平成23年3月分まであります。次回の申請受付は平成23年4月/平成24年4月の間です。

⑤保険料の追納

免除、若年者納付猶予や学生納付特例を承認された期間の保険料は、10年以内であれば納めること(追納)ができます。

3年度目以降は保険料に加算金が付きます。余裕ができたなら早めに追納しましょう。追納しなかった場合は、老齢基礎年金が減額されます。

老齢基礎年金を受けるための

「資格期間」

保険料を納めた期間
全額免除を承認された期間
若年者納付猶予を承認された期間
学生納付特例を承認された期間
4分の1免除を承認後、 4分の3の保険料を納めた期間
2分の1免除を承認後、 2分の1の保険料を納めた期間
4分の3免除を承認後、 4分の1の保険料を納めた期間

「未納期間」は

保険料を納めなかった期間
一部免除を承認後の 「保険料を納めなかった期間」

老齢基礎年金を受けるための期間に入りません

は、滞納の扱いとはなりません。万一のときにも安心です。

仮に、障がいや死亡といった事態が生じたときに、その月の前々月以前の1年間に保険料の滞りがある場合、障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れない場合があります。

●申請対象者
国民年金保険料の納付が困難な20歳代の人(学生を除く)

●所得審査の対象者
本人と配偶者

●申請先
市民課国民年金係

●持参品
学生証(コピー可)

●申請期間
平成22年4月6月までに申請をして、承認された人は、承認期間が平成23年3月分まであります。次回の申請受付は平成23年4月/平成24年4月の間です。

●追納
免除、若年者納付猶予や学生納付特例を承認された期間の保険料は、10年以内であれば納めること(追納)ができます。

●追納の条件
3年度目以降は保険料に加算金が付きます。余裕ができたなら早めに追納しましょう。追納しなかった場合は、老齢基礎年金が減額されます。

●追納の申請先
市民課国民年金係

●追納の持参品
学生証(コピー可)

●追納の申請期間
平成22年4月6月までに申請をして、承認された人は、承認期間が平成23年3月分まであります。次回の申請受付は平成23年4月/平成24年4月の間です。

●追納の注意
追納は、年金事務所へ連絡してください。

【共通事項】
●申請先
市民課国民年金係

●大島行政センター

●東福岡年金事務所

●持参品
基礎年金番号がわかるもの(年金手帳や保険料納付案内書)

●印鑑(本人が申請する場合は不要)

●代理人が申請する場合は、代理人本人の確認ができるもの(運転免許証、健康保険証など)

●失業などで平成21年3月31日以降に会社を辞めた場合は、離職年月日が確認できる公的機関の証明(雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票など)